

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 56 年 4 月から同年 9 月まで

私が 20 歳になった頃、母が A 村役場で国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間①については、母から「年金委員が家に来て、保険料を集金していった。」と聞いており、私の保険料もきちんと納付しているはずである。また、申立期間②については、妻が B 町役場及び C 銀行 D 支店で納付しており、その領収書も所持している。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す領収書を所持しており、申立期間②については納付していた事実が確認できる。

また、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの第 1 期分については、B 町出納員の領収印（昭和 56 年 5 月 21 日納付）、同年 7 月から同年 9 月までの第 2 期分は、C 銀行 D 支店の出納印（昭和 56 年 8 月 12 日納付）が、押されている上、転居先である A 村の昭和 56 年度国民年金保険料納付通知書兼領収書の第 1 期及び第 2 期の欄には「納付済 B 町にて」の記載があることから、行政側の記録管理に不備があったことが認められる。

2 申立期間①について、申立人はその母が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたと主張しているところ、申立人の国民年金加

入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号から、昭和 53 年 10 月頃に行われたものと推認され、当該記号番号により 51 年 2 月まで遡って国民年金被保険者資格を取得している上、その母が加入手続をしたと思われる 53 年 10 月は、第 3 回特例納付実施期間中であることから、申立期間①の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかしながら、申立人は、申立期間①の保険料の納付に関与しておらず、申立人は、「年金委員が家に集金に来ていた。」と申述しているところ、E 町役場によると、「昭和 50 年頃から 55 年頃までは、地区ごとに年金委員がいて、保険料を集めていたが、現年度分のみで、過年度分や特例納付による保険料の徴収は行っていない。」としていることから、上記手帳記号番号の払出時点において過年度分となる申立期間①の保険料を年金委員が徴収していたとは考え難い。

また、保険料を納付したとするその母からは、納付状況等を聴取することができず、当時の状況が不明である。

さらに、申立期間①について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店（現在は、C株式会社D本社）における資格取得日に係る記録を昭和34年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月28日から同年5月5日まで

昭和34年2月22日から同年3月28日までE株式会社（現在は、株式会社C）において勤務した後に、A株式会社B支店に異動したが、厚生年金保険被保険者記録において、申立期間が欠落している。申立期間においても、継続勤務しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び申立期間の前後にE株式会社及びA株式会社B支店に勤務していた複数の同僚の供述から、申立人は、E株式会社及びA株式会社B支店に継続して勤務し（E株式会社からA株式会社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和34年3月28日にA株式会社B支店に異動したとする同僚二人が、申立人も同様に異動した旨供述していることから判断して、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支店における昭和34年5月の事業所別被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は10万円、申立期間②は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 11 日
② 平成 19 年 12 月 7 日

年金記録を確認したところ、有限会社Aにおいて支払われた申立期間①及び②の賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので当該申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成 19 年分賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳で確認できる賞与支払額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は10万円、申立期間②は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る賞与額を社会保険事務

所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで
当時、A株式会社C工場に従事していた業務が、B工場に移管されることになり、転勤することになった。昭和45年11月15日付けで異動になり、その後55年12月までB工場に継続して勤務していた。日本年金機構の記録では、異動した際の記録が1か月空白となっている。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された人事記録及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和45年11月15日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和45年12月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで
日本年金機構の記録によると、A株式会社C工場からB工場に転勤した時の厚生年金保険の記録が、1か月間抜けている。間違いなく継続して勤務していたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された人事記録等及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和45年11月15日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和45年12月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和35年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月20日から36年1月1日まで
国の記録によれば、申立期間について被保険者記録が欠落しているが、当該期間は、C株式会社からA株式会社へ異動しただけであり、申立期間についても継続してA株式会社に勤務していた。第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚から提出された給与明細書及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務し（昭和35年12月20日に関連会社であるC株式会社からA株式会社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の給与明細書及び申立人のA株式会社における昭和36年1月の事業所別被保険者名簿の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年7月30日）及び資格取得日（同年9月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月30日から同年9月21日まで
国の記録では、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が欠落しているが、当該期間についてもA株式会社に継続して勤務していた。第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A株式会社において昭和27年7月30日に厚生年金保険の資格を喪失後、同年9月21日に同社において再度資格を取得しており、27年7月及び同年8月の申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は申立人と同種の業務に従事していた4人の同僚を記憶しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から、その全員について申立期間の厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる上、当該4人の同僚のうち、連絡のとれた一人からは、「申立人の氏は『B』ではなく『C』であることから、申立人については記憶している。申立期間について、申立人はインゴットケースの上部分、私は中部分を担当していた。」との供述が得られた。

また、被保険者名簿から、昭和33年1月5日から同年5月5日までの

期間について、厚生年金保険被保険者記録の欠落が 20 人以上について確認できるところ、そのうち、申立期間において被保険者記録を有する同僚は、「当該期間、会社から休業命令が出たために欠落期間がある。しかし、申立期間については、そのような休業命令が出たことは無い。」と供述しているほか、被保険者名簿からは、申立期間の被保険者記録に欠落がある同僚は確認できないことから、申立人は、申立期間前後において業務内容の変更は無く A 株式会社継続して勤務していたことが認められる。

さらに、他の同僚からは、「当時はアルバイトや請負で働いている者はおらず、全員が社員であったことから、全員が同様に社会保険に加入していたはずである。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 27 年 7 月及び同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成2年11月28日であると認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月30日から同年11月28日まで

私は、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成2年9月30日から同年11月28日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。関連会社である株式会社Bとの間には1日も空白無く継続して勤務しており、現在、同社の厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年11月28日となっているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間を含む平成2年3月29日から同年11月28日まで株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると、申立人の同社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成2年10月31日）よりも後の同年12月25日付けで、同年9月30日と記録されていることが確認できるとともに、申立人と同様の処理が行われている同僚が多数確認できる。

また、当該処理の記録から、平成2年10月31日において、株式会社Aが適用事業所の要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は

見当たらない。

さらに、申立人及び複数の同僚から、申立期間当時、株式会社Aでは社会保険料の滞納があり、申立人は、経理担当であったとしているところ、同社の商業登記簿謄本によると、申立人は、役員には就いておらず、複数の同僚は社会保険関係などの処理は、グループ会社の親会社である株式会社Cの指示があったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、株式会社Aにおける資格喪失日を平成2年9月30日とする処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を同年11月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、50万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで
母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたと聞いているので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたとしているが、その母は加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は共済組合の組合員に係る番号が付番されており、当委員会において氏名検索等により調査したが、申立人の国民年金手帳記号番号は無いなど、申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、制度上、申立人は、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から61年3月までの期間及び平成6年11月から8年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から61年3月まで
② 平成6年11月から8年10月まで

申立期間①について、昭和45年10月頃に、A区役所の出張所で夫が私と夫の国民年金の加入手続を行い、近くのB銀行（現在は、C銀行）で夫婦共に口座振替により保険料を納付した。夫はその後、会社勤めになり厚生年金保険に加入したが、私は引き続き国民年金に加入し、47年6月に転居したD区及び52年1月に転居したE市でもB銀行から口座振替にて保険料を納付していた。

申立期間②について、夫と平成6年11月に離婚したが、離婚後の生活設計には年金が頼りだったので、B銀行F支店で口座振替にて保険料を納付した。

申立期間①及び②共に、銀行の預金残高が不足して保険料を振替することができなかったことが数回あったが、その場合にはそれぞれの役所から納付書が郵送され、銀行で納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和45年10月頃にその夫が申立人と自身の国民年金の加入手続を自宅近くのA区役所の出張所で行い、保険料をB銀行で口座振替にて納付し、47年6月に転居したD区及び52年1月に転居したE市でもB銀行で口座振替にて保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を

納付したとするその夫は、他界しているため証言を得られず、申立人は保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間①は未加入期間とされ、当該期間は保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間①はその夫と一緒に国民年金に加入し保険料を納付したと申述しているものの、その夫には厚生年金保険以外に国民年金の加入歴が無く、納付状況は不明である。

加えて、申立期間①は185か月と長期間であり、かつ、A区、D区及びE市と3つの行政機関にまたがっているところ、これら3つの行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人は、B銀行F支店で口座振替により、保険料を納付したとしているところ、申立人は、申立期間②の国民年金の再加入手続時期、場所については記憶しておらず、また、離婚に伴う申立人の氏名変更手続について市役所では変更手続を行っていないと申述しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人のオンライン記録によれば、平成24年7月13日に昭和61年4月から平成6年10月までの期間が特例による第3号被保険者の資格記録として追加処理されたことに伴い、申立期間②が未加入期間から未納期間へ訂正されていることが確認できるが、当該追加処理が行われるまで当該期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない期間である。

- 3 申立期間①及び②について、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 7270

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 1 日から 55 年 7 月 21 日まで
年金記録をみて、A事業所（事業主は、正式名はB事業所であるとしている。）に勤務した期間が厚生年金保険の加入期間となっていないことに気がついた。申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人がA事業所において昭和 52 年 9 月 5 日に被保険者資格を取得し、55 年 7 月 20 日に離職したことが確認できることから、当該期間において、申立人が同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、当事務所はC氏の個人事業所であり、開設当初から健康保険・厚生年金保険の適用事業所となっていないので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない旨の供述をしているところ、事業主が提出した申立人に係る昭和 55 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿では、申立人の給与から厚生年金保険料が控除された形跡はうかがえない上、当委員会においてB事業所及びA事業所について事業所名称検索を行ったが、同事務所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できないことから、同事業所は厚生年金保険の適用を受けていない事業所であると考えられる。

また、日本年金機構D事務センターは、A事業所について、厚生年金保険法の規定による強制適用事業所に該当しない非適用事業所であり、事業所名称検索でも該当の事業所は確認できなかつたと回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間は申立人が厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月

A株式会社勤務していた当時、平成 18 年 7 月に賞与の支給があったが、厚生年金保険の記録が抜けている。上記賞与の支給明細書を提出するので厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 18 年 7 月に支給された賞与について厚生年金保険の記録が無いと申し立てているが、申立人から提出された上記賞与に係る給与支給明細書によると、申立期間においてA株式会社から賞与の支給を受けているものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険料の控除について、給与担当者が事務処理を誤ったので申立人の申立期間の賞与から保険料を控除していなかったと供述している上、申立人は、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を支払った記憶は無いとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から3年3月31日まで
株式会社Aの代表取締役として勤務していた期間のうち、平成元年5月1日から3年3月31日までの標準報酬月額が8万円に引き下げられている。当初届け出た標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成元年5月から同年11月までは47万円、同年12月から3年2月までは50万円とされていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の同年5月8日付けで遡及して訂正され、当時の最低額である8万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立期間当時、申立人は、株式会社Aの代表取締役であったことが同社に係る閉鎖登記簿謄本から確認できる。

また、申立人は、社会保険事務は株式会社Aの取締役であった夫に任せており、厚生年金保険の手続には関与していない旨を主張し、申立人の夫は、自分が社会保険事務を行っていたが、標準報酬月額の遡及訂正処理については関与していないと供述しているものの、同社には厚生年金保険手続に係る関連資料は保存されていない上、申立人は、従業員への照会を希望していないことから、厚生年金保険の手続への関与や社会保険事務所（当時）との関係等については確認できず不明である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されないことから、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

申立期間③については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 9 月 12 日まで
② 昭和 62 年 10 月 1 日から平成 6 年 10 月 31 日まで
③ 平成 6 年 10 月 31 日から 9 年 3 月 31 日まで

申立期間①については、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 56 年 9 月 12 日となっているが、同社を創業したのは 55 年 4 月 1 日なので、その時から厚生年金保険に加入しているはずである。

申立期間②については、株式会社Aにおける標準報酬月額が昭和 62 年 10 月から平成 6 年 10 月まで大幅に下がっていることが納得できない。

申立期間③については、株式会社Aの支払帳によると、平成 9 年 3 月までB社会保険事務所（当時）に保険料を納付した記載があるので、同年 3 月まで厚生年金保険に加入していたはずである。

第三者委員会で調査の上、各申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、商業登記簿謄本から、株式会社Aの会社成立は昭和 55 年 4 月 * 日であり、申立人は、同社の代表取締役であることが確認できることから、申立人は、申立期間①において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿及び事業所別被保険者名簿（以下「被

保険者名簿」という。) から、株式会社Aは、申立期間①以降の昭和56年9月12日付けで、従業員の2分の1以上の同意に基づく事業主からの任意適用申請による厚生年金保険の任意適用事業所の認可を受けていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿に受託業者名として記載された社会保険労務士とは連絡がとれないため、適用事業所となった経緯について照会することができない。

さらに、上記被保険者名簿から株式会社Aが任意適用事業所となった昭和56年9月12日に申立人を含む4人が被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人は、当時同社に勤務していた従業員に対する照会に同意していないため、同社における従業員の勤務実態及び社会保険加入までの経緯について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿によると、株式会社Aに対して「新規適用実地調査」を昭和56年9月11日付けでB社会保険事務所が実施し、被保険者名簿に調査結果として男女別の従業員数、給与支払日及び取引先銀行等、同社に係る事業実態が記載されていることが確認できることから、実地調査時には申立期間①において、同社が厚生年金保険法における強制適用事業所であったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①は、申立人が厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

2 申立期間②については、オンライン記録において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和60年10月から平成元年11月までは47万円、同年12月は53万円、2年1月から3年9月までは50万円、同年10月から6年9月までは20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年10月31日）より後の同年11月9日付けで、昭和62年10月から平成6年9月までの期間の標準報酬月額が8万円に遡って訂正されており、申立人と同様に取締役及び従業員についても、同年11月9日付けで標準報酬月額を遡及して引き下げていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所に社会保険料の滞納が有り、B社会保険事務所に出向いて滞納した保険料について相談したことはあるが、減額訂正について同意した覚えはないと供述している。

しかしながら、申立人は、当時の従業員に対して「照会しないでほしい。」と供述しているために、申立期間②当時の事業所状況を把握することができないが、申立人の標準報酬月額の減額訂正処理について、代

表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間②について厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。

- 3 申立期間③については、申立人は、株式会社Aの支払帳によると、平成9年3月までB社会保険事務所に保険料を納付した記載があることから、同年3月まで厚生年金保険に加入していたはずであると主張しているところ、商業登記簿謄本から、申立人は、同社の代表取締役であることが確認できることから、申立人は、申立期間③において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年10月31日より後の同年11月9日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

また、C市役所D課Eグループは、「申立人は、平成6年11月1日に社保離脱を理由に国保加入、現在に至る。」と回答している。

さらに、申立人は、当時の従業員に対して「照会しないでほしい。」と供述していることから、申立期間③における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号。以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、申立期間③について、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、申立期間③において株式会社Aの事業主であり、上述のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される者であると認められることから、申立期間③における厚生年金保険被保険者記録については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月1日から47年8月1日まで
② 昭和47年8月1日から50年1月26日まで

昭和46年6月1日にA株式会社に入社し、当初より給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるが、国の記録では、申立期間①の被保険者記録が欠落している。

また、申立期間②については、A株式会社は父が社長であり、娘である私は国の記録より高い給与をもらっていたはずである。入社した時に、当時の事務員が、「私の給与と申立人の給与が同額であるのは納得がいかない。」と立腹していたことを記憶しているので、当該事務員と標準報酬月額は同額であるはずである。両申立期間について、第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の姉の供述から、申立人は、申立期間①の一部についてA株式会社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、事業主は既に他界しているため、事業主から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票からは、申立人の氏名は確認できない上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の同記号番号は昭和47年8月7日に払い出されていることが確認できる。

さらに、閉鎖登記簿謄本から、A株式会社は昭和50年10月*日に清算終了していることが確認できるほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は当時受け取っていた具体的な給与額は記憶していないものの、国の記録よりは高額であると主張し、先に入社していた同僚と同額であったと供述しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当該同僚の昭和47年6月1日に決定された標準報酬月額と申立人の取得時（昭和47年8月1日）に決定された標準報酬月額とは同額（4万5,000円）であることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当該事業所において被保険者資格を取得している者は17人確認できるところ、申立人を含めいずれの同僚の記録からも、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は認められない。

さらに、前述のとおり当該事業主は既に他界していることから、当該事業主に申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除額について照会することができないほか、申立人が国の記録より高額であったと主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年頃から 61 年 2 月 1 日まで
昭和 53 年頃から 62 年 9 月までの 9 年間、A 株式会社（現在は、B 株式会社）に勤務していた。年金事務所の記録では、61 年 2 月からの 19 か月しか厚生年金保険被保険者記録が無い。
調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管していた資料（被保険者台帳）、C 基金が提出した加入員台帳及び雇用保険の加入記録によれば、申立人の申立事業所に係る資格取得日は昭和 61 年 2 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、「申立事業所には D 有限会社を退職した後に就職し、9 年ぐらい継続して勤務していた。」と供述しているところ、申立期間の一部（昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 12 月 31 日までの期間及び 57 年 5 月 1 日から 58 年 6 月 30 日までの期間）には D 有限会社において雇用保険の加入記録が確認できる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間に国民年金に加入しており、保険料納付済期間及び未納期間のほか、申請による保険料全額免除期間が確認できる上、昭和 53 年 12 月 17 日から 61 年 2 月 2 日までの期間について、申立人が国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、昭和 61 年 2 月 26 日に払い出されていることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得日はオンライン記録とも一致しており、遡って訂正が行われる

等の不自然な点は見当たらない。

また、当時の同僚 8 人に照会を行い 3 人から回答を得たが、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。